

ID: 186

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	仮使用の承認		
法令名 根拠条項	消防法 第11条第5項後段		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第11条 5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日